

令和6年5月13日

日本アイ・ビー・エム健康保険組合 互選議員選出手続きに関する公告

公告第588号 互選議員選出手続きの公告（1～2ページ）

公告第589号 選挙人範囲の公告（3ページ）

公告第590号 投票所の場所及び投票所開閉時間の公告（4ページ）

公告第591号 郵便投票の公告（5ページ）

令和6年5月13日

日本アイ・ビー・エム健康保険組合
理事長 山口 俊一

公告期間：令和6年5月13日～令和6年5月17日

問い合わせ先：

選挙事務局 赤石 Masaya.Akaishi1@ibm.com / 03-6701-8249

竹下 TKOHEI@jp.ibm.com / 03-6701-8355

互選議員選出手続きの公告

日本アイ・ビー・エム健康保険組合の現議員は、2022（令和4）年11月に改選を行い、3年間の任期となっておりますが、この度第1選挙区の議員退任に伴い、日本アイ・ビー・エム健康保険組合規約並びに組合会議員選挙執行規程に基づき、下記のとおり互選議員の選出手続きを行います。

記

1. 選挙の期日 令和6年6月5日（水）

2. 選挙すべき議員数

第1選挙区の定数は1名です。該当の会社・部署等は「選挙人の範囲」を参照ください。

3. 立候補

1) 立候補の受付開始および締切り

5月13日（月）午前9時30分から受付、5月17日（金）午後5時に締切ります。

2) 立候補の届出

「立候補届」は、同一選挙区の被保険者20名以上の推薦による「議員候補者推せん届」を添え、選挙長宛提出してください。

（同一被保険者が、2名以上の立候補者に対して推薦を行うことはできません。）

「立候補届」、「議員候補者推せん届」の用紙は、選挙事務局または選挙長に申し出て入手してください。

4. 選挙活動

1) 選挙活動の期間

立候補届を選挙長に届け出て、受理されてから選挙日の前日までです。

2) 選挙活動の方法

立候補締切り後に「立候補の公告」を健保組合ホームページに掲示します。この他に必要であれば、選挙事務局が交付する所定の用紙を用いて立候補の趣意書を作成し周知することができます。

A. 健保組合ホームページへの掲示（6月4日まで掲示）

所定の用紙を用いた趣意書1種類、1枚、1回に限り掲示します。投票日当日（6月5日）の掲示依頼は受け付けません。

多くの被保険者が引き続きテレワーク・在宅勤務中であることを踏まえ、原則上記Aのみを活動範囲としますが、特に希望する場合に限り以下の方法を認めます。

B. 事業所指定場所への掲示（6月5日まで掲示）

各事業所が定める掲示物承認手続きを完了の上掲示してください。所定の用紙を用いた趣意書を1種類、1枚、1回に限り掲示できます。投票日当日（6月5日）の掲示依頼は受け付けません。

C. 配布（6月4日まで。投票日当日の配布は禁止）

以下を順守する前提で立候補者自身の選挙区内で趣意書の配布ができます。趣意書数は最大で選挙人数の2倍以内です。

- ・就業時間内の配布は禁止します。また、フレックスタイム制勤務等で立候補者やその代理人などが就業時間外であっても、就業時間中の選挙人に対する配布は禁止します。
- ・電子ファイルの趣意書、その他の文書や動画等も含め、電子メールやSNSを使つての配信・投稿は禁止します。

以上の方法以外の選挙活動等や、選挙の公正を欠く言動があつた場合は、当選しても理事会の決議により議員の資格を失うことがあります。

5. 選挙長

選挙区	氏名	所属・役職	連絡先
第1	まつもと むねき 松本 宗樹	日本アイ・ビー・エム株式会社 人事・労務担当	MUNEKI@jp.ibm.com 080-5915-6649

以上

選挙人範囲の公告

- 選挙区の投票所および投票管理者は公告第590号の投票所の場所及び投票所開閉時間の公告を参照してください。
- 6月5日に投票が行われることになった選挙人（被保険者）には郵便投票に必要な用紙等一式を追ってお送りします。

区分	選挙区	選挙人の範囲	
日本アイ・ビー・エム株式会社	第1	日本 IBM①	Marketing、Communications、Direct、HR、 Industry Technology Sales、Legal、Public Sales、 Healthcare & Life Science、Enterprise Sales、 Strategy、T&O 特例退職被保険者（番号1～108999）

注：日本アイ・ビー・エム子会社以外への出向者で、出向元が上記選挙区に該当する社員は対象となります。

投票所の場所及び投票所開閉時間の公告

公告第588号による日本アイ・ビー・エム健康保険組合の互選議員選挙の投票は、多くの被保険者がテレワーク・在宅勤務を行っている状況に鑑み、公告第591号による郵便投票のみで行います。郵便投票の受理会場として下記のとおり投票所を設置し、開閉時間を定めます。

記

1. 投票所の場所及び投票管理者

(1) 投票所

郵便投票のための投票所を次の事業所内に設置いたします。

東京都中央区日本橋箱崎町 36-2 Daiwa リバーゲート南ウイング 10 階
日本アイ・ビー・エム健康保険組合 会議室

(2) 投票管理者

日本アイ・ビー・エム健康保険組合 赤石 昌也 (選挙事務局)

連絡先: Masaya.Akaishi1@ibm.com / 03-6701-8249

2. 投票所開閉時間

令和6年6月5日(水) 午前10時から午後4時まで

郵便による投票のみを受け付けますので、上記時間内であっても投票所に立ち入り投票することはできません。

以上

郵便投票の公告

公告第588号による日本アイ・ビー・エム健康保険組合の互選議員選出手続きにおける郵便投票を、下記のとおり行います。

記

1. 郵便投票の範囲

多くの被保険者がテレワーク・在宅勤務を行っている状況に鑑み、全被保険者が対象になります。

2. 郵便投票の有効期限

選挙当日の投票所閉鎖時刻（6月5日午後4時）までに公告第590号に定められた投票所に到着した郵便投票が有効です。

3. 郵便投票の方法

日本アイ・ビー・エム健康保険組合より、「投票用紙」、「投票箱投函用封筒」（小封筒）、「郵便投票用封筒」および返送用封筒を選挙となる選挙区の被保険者宛郵送いたします。以下A～Dの手順で郵便投票を行ってください。

- A. 「投票用紙」に候補者氏名を記入ください。
- B. 「投票箱投函用封筒」（小封筒）にA. で記入済の「投票用紙」を封入してください。
- C. 「郵便投票用封筒」の表面に選挙区、氏名、保険証記載の記号と被保険者番号を記入ください。
- D. 手順B. の「投票用紙」封入済「投票箱投函用封筒」を、手順C. で表面記入済の「郵便投票封筒」に封入の上、返送用封筒にて、上記2. の有効期限内に到着するよう送付してください。

以上